

令和元年12月20日

1. 出席議員

1 番	中 村	日出代	10 番	伊 東	茂
2 番	池 田	廣 志	11 番	松 尾	勝 利
4 番	杉 原	元 博	12 番	徳 村	博 紀
5 番	樋 口	作 二	13 番	福 井	正
6 番	中 村	和 典	14 番	松 尾	征 子
7 番	中 村	一 堯	15 番	松 田	義 太
8 番	稲 富	雅 和	16 番	角 田	一 美
9 番	勝 屋	弘 貞			

2. 欠席議員

3 番 高 松 昭 三

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	谷 川	清 高
事 務 局 長 補 佐	高 本	将 行
議 事 管 理 係 長	小 野 原	竜 久

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	中	村	和	彦
総	務	大	代	昌	浩
総	務	納	塚	眞	琴
市民部長兼福祉事務所長		橋	村	直	子
産	業	土	井	正	昭
建	設	寺	山	靖	久
会	計	中	島		剛
総	務	岩	下	善	孝
総	務	江	頭	憲	和
人権・同和对策課長		江	口	清	一
企画財政課長兼選挙管理委員会事務局参事		田	崎		靖
企画財政課参事兼選挙管理委員会事務局長		川	原	逸	生
市	民	梶	山	照	之
税	務	山	口	徹	也
保	険	中	村	祐	介
福	祉	染	川	康	輔
産	業	江	島	裕	臣
商	工	藤	家		隆
農	林	下	村	浩	信
農	業	田	中	宏	幸
農	業	山	浦	康	則
都	市	藤	井	節	朗
都	市	田	代		章
環境下水道課長兼ラムサール条約推進室長		田	代		章
水	道	広	瀬	義	樹
教	育	山	崎	公	和
生	涯	幸	尾	か	おる

令和元年12月20日（金）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）
- 日程第2 報告第8号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）（報告、質疑）
- 日程第3 議案第88号 鹿島市教育委員会教育長の任命について（質疑、討論、採決）
- 日程第4 議案第76号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
議案第77号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
議案第78号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第79号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定について
(一括質疑、一括討論、採決)
- 日程第5 総務建設環境委員会付託議案
議案第73号 鹿島市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の制定について
(委員会審査報告、質疑、討論、採決)
- 日程第6 総務建設環境委員会付託議案
議案第74号 鹿島都市計画特別用途地区内の建築物の制限に関する条例の制定について（委員会審査報告、質疑、討論、採決）
- 日程第7 議員上程
意見書第2号 有明海沿岸道路の整備促進を求める意見書（案）（質疑、討論、採決）

午前10時 開議

○議長（角田一美君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程はお手元の議事日程どおり、議案審議及び委員会報告を行います。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。谷川事務局長。

○議会事務局長（谷川清高君）

諸般の報告をいたします。

本日、市長から、報告1件、議案1件の追加提出がありました。

議案番号、議案名は、お手元に配付しております議案書（その２）の目次に記載のとおりでございます。

また、監査委員から財政援助団体等、監査結果報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付いたしております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第１ 議案の追加上程（市長の提案理由説明）

○議長（角田一美君）

それでは、日程第１．議案の追加上程であります。

市長の提案理由の説明を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

皆さんおはようございます。本定例会に提案をいたしておりました議案につきましては、慎重に御審議いただき厚くお礼を申し上げます。

さて、本日、追加提案をいたします議案は、報告１件、人事案件１件でございます。

まず、報告第８号 専決処分事項の報告について申し上げます。

これは、市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分したものでございまして、地方自治法第180条第２項の規定により報告をいたすものでございます。

次に、議案第88号 鹿島市教育委員会教育長の任命について申し上げます。

現教育長の中村和彦さん、任期が本年の12月24日をもって満了することに伴い、引き続き中村和彦さんを任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

以上、追加提案をいたしました議案について説明いたしました但、詳細につきましては、御審議の際、担当の部長または課長が説明をいたしますので、よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

お諮りいたします。議案第88号は、会議規則第36条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

異議ないものと認めます。よって、議案第88号は委員会付託を省略することに決しました。

日程第２ 報告第８号

○議長（角田一美君）

次に、日程第２．報告第８号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）の報

告に入ります。

当局の説明を求めます。山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

おはようございます。報告第8号 専決処分事項の報告について御説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により、下記のとおり専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

この専決処分につきましては、台風倒木等による家屋工作物等の損害賠償でございます。

発生日時ですが、令和元年9月23日、月曜日、深夜台風17号が最接近したところでございます。

場所は鹿島市大字納富分1554番地4の地先、小舟津～広瀬線のちょうど西部中学校の正門の反対付近で発生しました。

概要につきましては、市道小舟津～広瀬線に植栽している街路樹、ケヤキの木になりますが、台風17号の暴風雨により倒木したことで、近接する民家の雨どい、フェンスや庭木への被害をもたらしたものでございます。幸いに住民の方にはおけがはございませんでした。

損害賠償の相手につきましては、破損した箇所の修理にかかる費用を全額、市がお払いすることで令和元年11月25日に相手方と示談が成立いたしましたので、専決処分事項として議会へ報告をいたすものでございます。

相手方への損害賠償金額は238,579円につきましては、12月10日に支払いを完了いたしております。

なお、市道の路面のみならず、街路樹につきましても定期的な剪定管理、点検、巡回パトロールや道路利用者からの報告等により改善が必要なときの対応は適宜行いまして、今後も引き続きしっかりとした維持管理をしてまいりたいと思います。

以上、報告いたします。よろしく願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、以上で報告第8号は終わります。

日程第3 議案第88号

○議長（角田一美君）

次に、日程第3. 議案第88号 鹿島市教育委員会教育長の任命についての審議に入ります。

お諮りします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第88号 鹿島市教育委員会教育長の任命については、中村和彦氏の任命に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第88号は提案のとおり同意することに決しました。

ただいまから鹿島市教育委員会教育長の紹介があります。藤田副市長お願いします。

○副市長（藤田洋一郎君）

それでは、私のほうから御紹介をさせていただきます。

ただいま鹿島市教育委員会教育長として議会の御同意をいただきました中村和彦さんでございます。中村さん、御挨拶をお願いいたします。

○教育長（中村和彦君）

皆さんおはようございます。先ほどは教育長としての新しい任期に議会の御同意をいただきまして、お礼を申し上げます。

ちょうど1年前、新教育長として任命をいただきました。この1年間、学校教育、社会教育、あるいは生涯学習のいろんな行事や会議にできる限り出席をして、鹿島市のよさとか、あるいは課題等を把握してきたところでございます。また、掲げているいろいろな施策に対して、あるいは予算に対して効果的に執行がなされているか、そのことにも注意を払ってきたところでございます。まだまだ十分とは言えませんが、鹿島市のよさや課題を自分なりに把握してきたところでございます。この1年間感じたことは、鹿島市の歴史、文化、芸術、あるいはスポーツについていろんな魅力があるすてきなまちだなということを改めて実感したところでございます。また、そこで生活をしている市民の皆様が教育に関心を持ち、いろんなところで教育にかかわりを持って楽しんで意欲的に協力をしてくださる方がたくさんいらっしゃるなということをつくづく感じたところでございます。

まだまだ学校教育等、いろいろな厳しい課題がございますので、今後の検討課題だと思っ

ております。特に感じているのは、人間というのは常に学び続ける存在だなということを感じております。そのために教育があり、私たち教育行政のかかわりが大変重要な役割だなということを感じております。市民の皆様がこれからも意欲的に学び、幸せ、そして、いろんな課題を解決していただく、そのことが私たち教育の立場にある者の大切な役割だと考えております。

来年度はいよいよ鹿島市の第六次総合計画が最終年度に入ります。その成果が問われる年でもございます。また、新たな計画を立てる年ということにもなってきます。これまで以上に議員の皆様を初め、市民の皆様に力をかしていただき、これからの鹿島市の教育に努力をしていきたいと思っております。これからもどうぞよろしく願いをいたします。（拍手）

○副市長（藤田洋一郎君）

どうもありがとうございました。私のほうからもどうぞよろしく願いいたしたいと思えます。

以上でございます。

日程第4 議案第76号～議案第79号

○議長（角田一美君）

次に、日程第4．議案第76号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第77号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第78号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第79号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定についてであります。以上の4議案は一括して審議に入ります。

当局の説明を求めます。岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

おはようございます。それでは、議案第76号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定から議案第79号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定まで、4議案を一括して御説明いたします。

議案書は16ページから25ページまで、議案説明資料は27ページから38ページまででございます。

まず、議案書の16ページのほうをよろしくお願ひします。

議案第76号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、佐賀県職員の給与改定に準じまして、職員の給与を改定したいので、この案を提出するものでございます。

議案書17ページ、18ページ、19ページが改正内容でございます。

次に、20ページのほうをお願ひします。

議案第77号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてござい

ますが、市長及び副市長の期末手当を改定したいので、この案を提出するものでございます。21ページがその改正内容でございます。

次に、22ページをお開きください。

議案第78号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、教育長の期末手当を改定したいので、この案を提出するものでございます。23ページがその改正内容でございます。

次に、24ページをお開きください。

議案第79号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、議員の期末手当を改定したいので、この案を提出するものでございます。25ページがその改正内容でございます。

それでは、以上の具体的な改正内容につきまして議案説明資料により御説明いたしますので、よろしく申し上げます。

議案説明資料の27ページから34ページまでが4つの条例の新旧対照表になっております。

その次のページの35ページをお願いします。

議案第76号から第79号までの一括した説明資料となっております。

鹿島市では平成27年度分から、より地域の実情を反映するという点において佐賀県人事委員会の勧告に準じ、職員の給与を改定し、それとともに市長、副市長、教育長及び議会議員の期末手当を改定しているところでございまして、今回も同様に所要の改正を行うものでございます。

まず1項目め、改正理由でございますが、先ほども申し上げましたとおり、職員の給与を佐賀県職員の給与改定に準じ改定し、それとともに、市長、副市長、教育長及び議会議員の期末手当を改定したいので、所要の改正を行うものです。

次に、2項目め、令和元年の佐賀県人事委員会勧告の概要について御説明いたします。

最初に、(1)給与勧告の主なポイントでございますが、公務員の給与格差に基づいて、2点の給与改定を行うもので、1点目が若年層の月例給を引き上げ、そして、2点目は期末勤勉手当を引き上げるというものでございます。

まず、①は若年層の月例給の引き上げですが、民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、多彩で優秀な人材を確保する観点から、職員給与が民間給与を下回る97円の格差の範囲内で若年層の職員の月例給を引き上げるものでございます。

次に、②の期末勤勉手当につきましても、0.05月分引き上げ、現行の4.45月分を4.50月分とし、引き上げ分を勤勉手当に配分するものでございます。

次に、(2)勧告の根拠となります民間給与実態調査ですが、企業の規模50人以上、かつ事業所規模50人以上の県内民間386事業所から無作為に161事業所を抽出し、本年4月分の給与月額等について実地調査がなされております。その結果が(3)になりますが、①の月例給で

は公民比較の対象となります行政職給料表適用職員の比較給与により格差を算出した結果が35ページの下の方でございまして、民間給与が355,309円に對しまして職員給与が355,212円となっておりまして、格差といたしましては民間給与のほうが97円、率で申しますと0.03%上回っていたものでございます。

また、②の期末勤勉手当につきましては、従来から国や他の都道府県と同様に0.05月を単位として実施しております。そこで、県では昨年8月から本年7月までの1年間の民間の特別給の支給割合と県職員の年間の期末勤勉手当の支給月数を比較いたしましたところ、36ページ上段の左の方のように、民間支給割合4.48月のほうが県職員の支給月数の現行4.45月より0.03月上回ったところでございます。そこで、民間の支給割合に見合うように、0.05月分引き上げ、引き上げ分は勤勉手当に配分するというものでございます。

右の方をごらんいただきますと、一般職の職員の場合、令和元年度の12月期の勤勉手当、現行0.925月を0.05月分引き上げて0.975月とし、令和2年度以降の勤勉手当は6月と12月をそれぞれ0.925月を0.025月分引き上げて0.95月とするものでございます。

次に、(4)勧告の実施時期でございますが、月例給につきましては平成31年4月1日、期末勤勉手当については令和元年12月1日とするものでございます。

次に、3項目めは鹿島市の改正内容でございます。

最初に、(1)の職員給与改定ですが、今回の佐賀県人事委員会の給与勧告に基づきまして、佐賀県職員の給与が改定されることから、本市の職員についても佐賀県職員の給与に準じ改定し、佐賀県と同様、①の月例給につきましては高卒初任給で1,100円の引き上げ、大卒初任給で600円の引き上げ、これを踏まえて、主に30歳代の前半までの若年層の職員が在籍する号給について所要の改定を行うものでございます。

②の勤勉手当につきましては、37ページの上段の方の中をごらんいただきますと、令和元年度の一般職で12月支給分を0.05月分引き上げて0.975月分とし、令和2年度以降は6月期と12月期の勤勉手当をそれぞれ0.95月とするものでございます。

次に、(2)特別職の期末手当につきましては、国家公務員の指定職の賞与等を参酌しながら、これまで改定を行ってきたことから、今回も同様に0.05月引き上げるものでございます。

その内容といたしましては、市長、副市長、教育長及び議会議員の期末手当については、37ページ中段の方の右端、令和元年度12月期の期末手当、現行1.675月から0.05月引き上げて1.725月とし、令和2年度以降は6月期と12月期の支給月数を平準化し、それぞれ1.70とするものでございます。

次に、4項目めでございますが、これは施行期日ですが、第1条による改正は公布の日といたしまして、給料表は平成31年4月1日に遡及し、特別給の引き上げは令和元年12月1日の適用となります。そして、第2条による改正、期末勤勉手当の平準化の改正は令和2年4

月1日からの施行となります。

続いて、38ページのほうをお開きください。

今回の給与改定による今年度の人件費の影響額の見込みにつきまして御説明をいたします。

まず、一般職及び任期つき職員でございますが、一般会計、特別会計並びに水道事業会計を合わせまして249人、改定があります給料Aの欄で一番右側の合計の列ですが、276千円の増、期末手当Bの合計は59千円の増、勤勉手当Cの欄の合計は4,217千円の増、共済費Dの欄の合計は845千円の増となり、合計いたしますと5,397千円の増となります。そして、AからDまでの合計5,397千円から共済費Dを差し引いた給料と期末手当と勤勉手当の合計を職員数249人で除した実際の職員1人当たりの支給額は18千円の増となり、共済費Dを含んだ人件費全体では職員1人当たり22千円の増ということになります。

また、特別職で見ますと、三役と議会議員の期末手当Aの欄の合計は429千円の増、共済費Bの欄の合計は17千円の増で、合計しますと446千円の増になります。そして、期末手当は三役1人当たり39千円の増、議会議員20千円の増、共済費を含めると三役1人当たり44千円の増、議会議員20千円の増になります。これは一般職及び特別職の影響額の合計でございますが、総額で5,843千円の増を見込んでおります。

以上に関しての新旧対照表につきましては、説明資料の27ページから34ページとなります。27ページをお願いします。

27ページの鹿島市職員給与条例等の一部改正では、第1条による改正で勤勉手当の支給月数の令和元年12月1日からの改正、そして、別紙1は主に30歳代前半までの若年層の職員が在職する号給を引き上げる改定を行うものでございます。

31ページからの第2条による改定では、勤勉手当の令和2年4月1日からの改正を行うものでございます。

そして、32ページからの特別職につきましても、それぞれ第1条による改正で令和元年度の期末手当の月数、第2条による改正で令和2年度以降の期末手当の月数を改正しているものでございます。

以上で議案第76号から議案第79号までの人事委員会勧告に伴います4議案につきまして一括した説明を終わりますが、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

数年に1回、こういうふうには給与条例の一部を改正する条例の制定というものが12月議会に出されてきます。そのたびに私はお聞きをすることがあります。この民間給与の実態調査、企業規模50人以上、そして、県内の民間386事業所から無作為に161事業所を抽出して、この調査を行ったと。私はこの中に鹿島市がどれだけ入っているのかなと思うんですよ。平

均年齢の42.7歳で民間の給与が355,309円、私は毎回ここで質問をしておりますが、この161の事業所の中に鹿島市は幾つ入っているんですか。そして、なおかつ、これは製造業であったり、販売であったり、医療であったり、サービスであったり、さまざまな分野で50人以上の民間企業はあるはずですか。そこは担当課として把握をされていますか。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

この佐賀県人事委員会の調査で161の事業所ということですね。市内の企業がどれくらいということでお答えをよろしいでしょうか。

この件につきましては、毎年御質問等あっておりますので、私どもも県のほうに確認を毎回行っておりますが、この人事委員会の事務局に確認したところ、統計法上の守秘義務により公表がなされていないということで回答はいただけないところでございました。調査の信頼性を損ねる部分もあるだろうというふうに私どもも考えておりますが、市役所でもこの点についてわからないところということで御理解いただきたいと思っております。

なお、御参考までに毎年50人以上ということで、市内にどれくらい企業があるのかということも今年度も確認をいたしました。商工会議所に確認をいたしましたところ、市内で現在50人以上の企業は17企業あるということでございます。現在のところ、そういうことで御答弁をしたいと思います。

以上です。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

毎回同じように守秘義務があるからということで公表はできないと言われております。

それでは、商工観光課にお聞きをいたします。県内の民間企業の給与の形態は調べていますか。

○議長（角田一美君）

藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

お答えします。

商工観光課のほうで県内の企業の給与の実態を調べたことはございません。そのかわり、各種統計調査等がっておりますので、そちらのほうで把握はできるかと思っております。

以上です。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

それでは、またお聞きをしますが、担当課、商工観光課が把握している給与というのは、民間でどこのあたりの平均値を出されているのか、そういうふうな資料は持っていますか。それとも、この議案が出るときに、そういうふうなのは持ってきていませんか、どうですか。

○議長（角田一美君）

藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

お答えします。

今回の議案につきましての資料については手持ちがございません。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

こういうふうな議案、きょうが12月議会の最終日、しっかりと資料等は持ってきてください。そうじゃないと、今、ケーブルテレビ等でごらんの皆さん、本当に鹿島市、これは県の民間企業の42.7歳の平均ということで算出をされていますが、鹿島市は本当にそんなに民間でもらっているのかと、やっぱり疑いたくなります。県内でも多分市町によって格差はあるはずなんですよ。そういうふうなのを議員は把握しなければならない。そういう意味でもやはりもう少し資料を持ってきていただき、議員のみならず市民の皆さんに説明が、理解が得られるような説明をお願いしたいと思います。これ以上質問をしても答弁は出てこないと思いますので、これで終わります。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第76号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第76号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第77号は提案のとおり可決されました。

議案第78号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第78号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第79号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第79号は提案のとおり可決されました。

日程第5 総務建設環境委員会付託議案

○議長（角田一美君）

次に、日程第5. 総務建設環境委員会付託議案、議案第73号 鹿島市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の制定についてであります。

総務建設環境委員会の審査結果は、お手元に配付しております総務建設環境委員会審査報告書（その1）の写しのとおりであります。

令和元年12月10日

鹿島市議会

議長 角田一美様

総務建設環境委員会

委員長 稲富雅和

総務建設環境委員会審査報告書（その1）

令和元年12月5日の本会議において付託されました「議案第73号 鹿島市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の制定について」は、12月10日に委員会を開き、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、会議規則第98条の規定により報告します。

委員長から審査経過及び採決結果の報告を求めます。総務建設環境委員会委員長稲富雅和議員。

○総務建設環境委員会委員長（稲富雅和君）

去る12月5日の本会議において、総務建設環境委員会に付託されました議案第73号 鹿島市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の制定について、担当職員の出席のもと、12月10日に審査を行いました。その概要及び結果について報告いたします。

初めに、担当職員より次のとおり説明がありました。

条例制定の理由は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、令和2年4月1日から新たな一般職非常勤職員として会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員の報酬その他の給付について必要な事項を定めるためである。

地方の厳しい財政現状が続く中、多様化する行政需要に対応するために臨時・非常勤職員が増加しているが、任用勤務条件に関する現行の制度は不明確で、各地方公共団体で取り扱いがまちまちであることから、統一的な制度として会計年度任用職員制度が創設された。

会計年度任用職員を任用するに当たって、報酬等の必要な事項を条例で規定することにより、必要な人材を任用し、公務の能率的な運営を確保し、適切な住民サービスの提供に努めていくものである。

条例の第2条で会計年度任用職員に対して報酬及び期末手当を支給する趣旨を規定し、あわせて報酬の額は月額、日額または時間額で定めると規定している。

条例は令和2年4月1日から施行する。

条例及び解説等の説明の後、以下、質疑、答弁がありましたので、主なものについて報告いたします。

質問 職務内容によって会計年度任用職員に当たる方、当たらない方の基準をどのように定めたのか。

答弁 今まで正規職員、再任用職員、任期付き職員以外は全て特別職と捉えて採用していたが、今回、地方公務員法の一部改正により、全国的に統一した基準が設けられることになった。特別職として残るのは、法的に保障される方以外では、学校医や産業医、専門的な知識・経験または識見に基づく助言、調査、診断に該当する仕事をする方で、ほとんどの職が会計年度任用職員になる。

質問 1つの部署で会計年度任用職員になる方とならない方がいるのか。不公平にならないように配慮はできないか。

答弁 本来あるべき特別職のみを残して、ほかの会計年度任用職員に移行する。移行した場合は、勤務時間がそれぞれ違うことや職の困難性を加味して不公平感が生じないように報酬額を設定したい。現行の日々雇用職員など会計年度任用職員になったとき、処遇が悪くならないように考えている。

質問 今回の条例で期末手当が支給されるが、月々の報酬が減るのではないか。なぜ減らすのか。

答弁 現行の非常勤職員の月額報酬は期末勤勉手当に相当する一時金を加算して支給している。年収保障ということで、同じ方が採用されれば、マイナスにならないよう設定していきたい。財政的な事情を踏まえ、国の動向を注視して考えていかなければならないと考えている。今後、詳細な制度設計をする中で考えていくことになり、期末手当等分を純増できないことを理解していただきたい。

質問 財政基盤強化計画で、職員数を225名にすることが間違いで、正規職員以外をふやしてどうなるのか。臨時的任用職員も5年から10年にしたら、正規職員にしたほうがよいのではないか。

答弁 日々雇用職員や嘱託職員の5年勤務している人を正規職員へという意見だが、常時必要な業務の場合は正規職員を採用する。現在5年雇っている人たちは相談員やケアマネジャー、社会教育指導員などが主で、その他の方は日々雇用職員等の雇用を使用している。今回の会計年度任用職員については、最長1年の任期の身分保障をしながら採用になっていく。正規職員を採用するには、常時雇用を必要とする業務を見きわめて採用していきたい。

質問 従来やっている日々雇用職員の方たちの採用方法を変えるのか。

答弁 会計年度任用職員の選考は、競争試験、また選考によるものでなっている。今では面接試験、筆記試験、書類選考等の方法で採用してきたが、今までの採用方法を踏襲しながら、来年度以降も実施していく。

質問 今までも試験をしているのか。

答弁 日々雇用職員については登録制度があり、履歴や鹿島市役所でやりたいことは書いてもらい、その書類を見ながら各課で適任者を選考している場合もあれば、試験をして面接するなどの手続を得て採用しているところもある。

以上の質疑、答弁の後、討論を行いました。討論では2名の反対討論がありました。反対討論では、期末手当が支給されることはよいが、月々の報酬が減るために反対するとの意見や、国の保障もなく、市の財政負担が大きくなること、民間との比較において疑問を感じるため反対するとの意見がありました。

討論の後、採決した結果、議案第73号 鹿島市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の制定については、総務建設環境委員会において起立多数で可決されました。

以上で委員会の報告を終わります。

○議長（角田一美君）

議案第73号についての委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑を終わります。

討論に入ります。討論はございませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいまの委員長報告は可決されたという報告でしたが、私はこれに反対をいたします。

今回提案されています議案第73号 鹿島市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の制定については反対をするものです。

提案理由として地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、令和2年4月1日から新たな一般職非常勤職員として会計年度任用制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員の報酬その他の給与について必要な事項を定めたいので、条例を制定するというものです。つまり、これは市町の事務職員、交通安全指導員、放課後児童クラブ指導員を初め、いろんな臨時職員の待遇改善を目指す地方自治法、地方公務員法改正に伴う条例改正の議案です。

具体的な中身は、非正規職員にも期末手当、つまりボーナスを支給できるようにするというのが主な内容です。今、鹿島市は正規職員は少なくなり、非正規職員がふえております。非正規職員は正規職員と比較して待遇においては賃金初め、いろんな問題で十分に保障されていない状況が多い中での勤務です。もちろん、ボーナスもありませんでした。そのような中で、ボーナスが支給されるということは待遇改善としては賛成です。ところが、説明によれば、これまではボーナス分は月々の賃金に含まれていたということです。つまり、これによって月々の賃金は引き下げになるわけです。月々の賃金の引き下げは、決まった収入を当てにしている家庭においては、幾らボーナスが支給されるといっても、月々の収入が減らされるのでは生活に大きなしわ寄せが来る、許せるものではありません。職員の中にはまだ子育て中の人もたくさんいらっしゃいます。非正規職員の待遇改善が進むことで、正規職員をますます少なくするのではないかという心配も出てきます。

今回、一番問題なのは財政の問題だと思います。今回の制度改正に伴って、国が財政の補填をするのかとの質問をしましたが、決まっていないということ、このような状況だから、ボーナスを支給すると言いながら、月々の賃金を減らすことになるんだと思います。もちろん、これは鹿島市の財源確保のためにもそうせざるを得なかったかも知れません。しかし、このことを考えれば、今後、国に対してもボーナス分だけでも地方交付税などで財源の手当をするように要求していくことが大事だと思います。そのことによって、月々の賃金はそのまま、ボーナスの支給をすることを私は望むものです。

最後に、もう一度申し上げますが、今回の条例案については、ボーナス支給という待遇改善ということで、そのことは私はいいと思いますが、しかし、待遇改善ということはよくなることにつながらなくちゃいけないと思います。今回の待遇改善ということは、よくなるこ

とではなく、賃金が引き下げになるということで、本当に悪い方向に進んでいくという状況です。私は、こういうことを理由で反対をするものです。

以上です。

○議長（角田一美君）

ほかに討論はございませんか。5番樋口作二議員。

○5番（樋口作二君）

私は、この鹿島市会計年度任用職員の報酬等に関する条例について賛成をいたします。

そのわけは、1点目にこの条例は地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による条例の制定だからであります。国の法律の改正により、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されることとなり、会計年度任用職員の報酬等の給付について条例を定める必要が生じました。法律の改正にのっとりた条例の制定ですので、法治国家である日本全国の地方自治体が行うべきものであると考えるからであります。

2点目は、この地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律は、各地方公共団体で取り扱いが違ふ臨時、あるいは非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保することを目的としているからであります。

鹿島市においても、通常、庁舎内等で勤務されている正職員以外の職員も嘱託職員や日々雇用職員等に分けられ、その身分保障等も曖昧でありました。新制度では会計年度任用職員に統一され、鹿島市の職員としての意識も高まり、より質の高い業務遂行につながると思えるからであります。

3点目は、報酬に加え、今まで支払われなかった通勤手当や出張等に対する手当、さらには期末手当が支給されることとなり、個人が受け取る年収は確実に向上するからです。非常勤嘱託職員の中には月々の収入が減る方もおられるでしょうが、通勤手当等でその差は縮まり、期末手当の支給で年収増につながり、生活の安定に貢献できると考えるからです。

市の財政負担についてはふえると思いますが、期末手当につきましては、国から地方交付税として全額充当されると昨日の新聞で報道されました。この条例の制定により、職員間の平等感が融和をもたらし、さらなる市民の負託に応える組織となることを期待いたしまして、鹿島市会計年度任用職員の報酬等に関する条例に賛成をいたします。

○議長（角田一美君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第73号 鹿島市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の制定について、委員会報告は可決であります。これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めま

す。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立多数であります。よって、議案第73号は提案のとおり可決されました。

日程第6 総務建設環境委員会付託議案

○議長（角田一美君）

次に、日程第6、総務建設環境委員会付託議案、議案第74号 鹿島都市計画特別用途地区内の建築物の制限に関する条例の制定についてであります。

総務建設環境委員会の審査結果は、お手元に配付しております総務建設環境委員会審査報告書（その2）の写しのとおりであります。

令和元年12月10日

鹿島市議会

議長 角 田 一 美 様

総務建設環境委員会

委員長 稲 富 雅 和

総務建設環境委員会審査報告書（その2）

令和元年12月5日の本会議において付託されました「議案第74号 鹿島都市計画特別用途地区内の建築物の制限に関する条例の制定について」は、12月10日に委員会を開き、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、会議規則第98条の規定により報告します。

委員長から審査経過及び採決結果の報告を求めます。総務建設環境委員会委員長稲富雅和議員。

○総務建設環境委員会委員長（稲富雅和君）

去る12月5日の本会議において、総務建設環境委員会に付託されました議案第74号 鹿島都市計画特別用途地区内の建築物の制限に関する条例の制定について、担当職員出席のもと、12月10日に審査を行いました。その概要及び結果について報告いたします。

初めに、担当職員より次のとおり説明がありました。

条例制定の理由は、市庁舎など公共施設が集中する市役所一帯の公有地4.4ヘクタールについて、今年度用途地域を現在の第1種住居地域及び第2種住居地域から劇場、ホール等の建築が可能な近隣商業地域に変更を行うに当たり、用途地域を補完して定める特別用途地区（公共公益施設地区）を設定し、用途地域の変更によって周辺の住環境に大きな変化を生じないように同地区内で大規模な施設（床面積の合計が1万平方メートルを超える店舗等）の建

築を制限するためである。

鹿島市役所周辺の地区の用途地域は昭和48年から住居地域であったが、今回の用途地域変更により商業地域に変更となるため、周辺の住環境に大きな変化が生じないように建築物の建築に関する制限を条例で定めることによって住環境を保護することができる。

条例は公布の日から施行する。

条例及び解説等の説明の後、以下の質疑、答弁がありましたので、主なものについて報告いたします。

質問 今回、第1種住居地域、第2種住居地域から近隣商業地域に変わるが、具体的にどのようになっているのか、地域住民へ説明はなされたのか。

答弁 範囲についてはエイブル付近から中川公園まで市有地のみが変更となる。住民への説明は令和元年7月に地元説明会を執行分区で行った。また、原案の公告、縦覧を3週間行い、計画案を2週間、公告、縦覧したが、ともに反対意見などはなかった。

質問 今回、変更になった以外の第1種、第2種住居地域はどうなるのか。

答弁 現行のままである。

質問 制限した枠外に大規模な施設はつくられるのか。

答弁 第1種、第2種住居地域に指定されているので、大規模な施設を建てることはできない。

質問 この一角に都市公園があるが、近隣商業地域に変えたことによって都市公園の規模が大きいため、この条例によって都市公園はつくれないということではないのか。

答弁 エリアの400ヘクタールの中には中川公園と中川児童公園がある。中川公園については、グラウンドや広場があるが、中川児童公園は市役所前の駐車場に設置しており、供用開始にはなっていない。この場所が変わるということはない。

質問 中川公園について、今回、特別用途地区になるということで、公園法との関連で整備がしやすいということにはならないのか。

答弁 現在の住居系の用途でも遊具等の設置には特に支障はなかった。今回緩和されても支障が出ることはない。

以上の質疑、答弁の後、採決した結果、議案第74号 鹿島都市計画特別用途地区内の建築物の制限に関する条例の制定については、総務建設環境委員会において起立全員で可決されました。

以上で委員会の報告を終わります。

○議長（角田一美君）

議案第74号についての委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第74号 鹿島都市計画特別用途地区内の建築物の制限に関する条例の制定について、委員会報告は可決であります。これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第74号は提案のとおり可決されました。

日程第7 議員上程意見書第2号

○議長（角田一美君）

次に、日程第7. 議員上程意見書第2号 有明海沿岸道路の整備促進を求める意見書（案）であります。

お諮りいたします。意見書第2号は会議規則第36条第3項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

御異議ないものと認めます。よって、意見書第2号は提案理由の説明を省略することに決しました。

提出者を代表して意見書（案）の読み上げを求めます。8番稲富雅和議員。

○8番（稲富雅和君）

意見書の朗読を行います。

意見書第2号

有明海沿岸道路の整備促進を求める意見書（案）

佐賀県鹿島市、太良町、長崎県諫早市間の有明海沿岸地域は、医療・福祉などの生活基盤の向上や観光ルートの開発、さらには産業活動を支える基本的な機能を強化するために、広域的な高速交通網の整備が必要不可欠なものとなっています。

特に、自動車への依存度が高い本市においては、都市間をつなぐ広域・高速交通施設である九州横断自動車道や九州佐賀国際空港までのアクセス道路から、日常生活に身近な生活道路まで、バランスのとれた交通ネットワークを整備することが重要かつ喫緊の課題となっており、地域の自立・地方創生という観点からも「広域高速交通ネットワークの形成」が強く

求められています。

一方、当市にとって道路とともに重要な広域交通網である鉄道については、令和4年度の九州新幹線西九州ルート開業に伴い、肥前鹿島駅に停車する長崎本線特急列車の大幅な減便が予定されており、当駅を利用する市民や近隣市町の住民、観光客の足に多大な影響を及ぼすことが懸念されることから、幹線道路網の整備が急務となっています。

こうした中、現在、整備が進められている有明海沿岸地域の環状高速交通ネットワークにおいては、佐賀県鹿島市から長崎県諫早市までの区間が空白区間となっているため、近年、増加・激甚化する自然災害や、原子力災害の事故等に備えた避難路、さらには救急医療にも対応できる「命の道」としての災害に強い道路ネットワークが弱く、広域的な交流・物流ネットワークなど平常時・災害時を問わない安定的な人の交流や物流が難しい状況にあります。

よって、これらの諸問題を解決し、地域住民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、当市を含む周辺地域の一体的な発展のため、有明海沿岸道路の整備促進について、以下のとおり強く要望します。

- 1 有明海沿岸道路（福富鹿島道路）の早急な工事着手、早期完成をお願いします。
- 2 佐賀県鹿島市から長崎県諫早市までの区間について、広域幹線道路としての位置付けを明確にするとともに、地域高規格道路・重要物流道路としての路線指定及び、有明海沿岸道路や島原道路等と一体となった広域道路ネットワークの整備をお願いします。
- 3 有明海沿岸道路の整備促進、かつ長期安定的に道路整備・管理が進められるよう、新たな財源を創設するとともに、令和2年度道路関係予算は、要求額の満額確保をお願いします。

令和元年12月20日

佐賀県鹿島市議会

衆議院議長 大島理森様
参議院議長 山東昭子様
内閣総理大臣 安倍晋三様
財務大臣 麻生太郎様
国土交通大臣 赤羽一嘉様

以上、意見書（案）を提出する。

令和元年12月20日

提出者 鹿島市議会議員 中村日出代
〃 〃 池田廣志
〃 〃 高松昭三
〃 〃 杉原元博

〃	〃	樋口作二
〃	〃	中村和典
〃	〃	中村一堯
〃	〃	稲富雅和
〃	〃	勝屋弘貞
〃	〃	伊東茂
〃	〃	松尾勝利
〃	〃	徳村博紀
〃	〃	福井正
〃	〃	松尾征子
〃	〃	松田義太

鹿島市議会議長 角田一美様

以上で朗読を終わります。

○議長（角田一美君）

本意見書（案）は、議長を除く全議員からの提出案件ですので、質疑は省きます。
 討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。意見書第2号 有明海沿岸道路の整備促進を求める意見書（案）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、意見書第2号は提案のとおり可決されました。
 以上をもちまして今期定例会に付議された案件は全て終了いたしました。
 よって、今期定例会は本日をもって閉会といたします。お疲れさまでした。

午前11時15分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

鹿島市議会議長 角 田 一 美

会議録署名議員 10番 伊 東 茂

同 上 11番 松 尾 勝 利

同 上 12番 徳 村 博 紀